

意見書案第6号

伊吹高校に併置される長浜養護学校高等部の改善を求める意見書

心身にしょうがいのある児童生徒が学ぶ特別支援学校の長浜養護学校は、適正規模130人の学校です。しかし今年度の児童生徒数は207名（10年間で約2倍）となり、普通教室が不足し、音楽室や図工室などの特別教室を転用して対応していますが、限界を超え早急且つ抜本的な対応が求められています。

このため、学校・教員・保護者は、県教委に対して湖北にもう1校増設するか分校をつくるよう要望してきましたが、県教委はこれらの声を無視し、伊吹高校に分教室設置を強行しようとしています。

県教委は、来年度から伊吹分教室に高等部の生徒（1学年2クラス16人）を3年間、受け入れるものですが、次のような問題点が指摘されます。

- ① 中学校特別支援学級など通学対象者の保護者への説明会も開かれないまま、計画がすすめられている。
- ② 当初の分教室増築案から伊吹高校既存校舎の1～3階と別れる「間借り」改修案となり、移動や校務運営上の問題が大きい。
- ③ 伊吹高校の体育館利用について、分教室の生徒は利用制限のなか十分に活用できない。
- ④ 分教室では、保健室は静養室となり、養護教諭の配置がされない。
- ⑤ 分教室では長浜養護学校での給食と同等の食育保障がない。
- ⑥ 分教室は交通不便地のため、通学体制の確保が課題となる。

このような特別支援教育や特別支援学校の今後の展望が全く示されていない状況下で、高校再編や財政上の理由から伊吹高校に分教室を設置することは、保護者や関係者の願いとは相反するものです。

新たな養護学校の増設や分校の設置を引き続き求めるとともに、現状況下においては、少なくともしっかりとした教室の増設と、分校と同様の教員の配置、教育環境を確保するよう強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成24年9月21日

滋賀県知事

滋賀県教育委員会教育長 宛

長浜市議会議長